平成２３年（フ）第４５号
福岡県嘉麻市下臼井1082番地92
債務者　手嶋　浩秋
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４７号
福岡県飯塚市菰田西２丁目８番32号
債務者　森　　昇
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６１号
福岡県飯塚市片島２丁目15番19号　プレジデント片島301
債務者　前岡　幾美
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９２号
福岡県久留米市北野町冨多152番地２
債務者　大久保隆行
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０９号
福岡県久留米市野中町327番地７　佐々木第２アパート12号
債務者　諸冨　沙織
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３０号
大分県別府市大字内竈1226番地の３　国立第二市営亀川住宅Ａ棟２Ｆ－２－11号
債務者　金川　宗植
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６８号
宮崎県日向市亀崎東３丁目１番地
債務者　久米田雅子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７６号
宮崎県東臼杵郡門川町南町４丁目45番地１
債務者　岩本　美鈴
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３６号
鹿児島県奄美市名瀬永田町20番50―56号
債務者　上田　良江（旧姓廣）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１８号
沖縄県石垣市字宮良97番地102　オーシャンウイング202号
債務者　宮城　幸江
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第８号
茨城県鹿嶋市大字平井1175番地105
債務者　井上　保男
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２０号
茨城県行方市山田1432番地５
債務者　塙　　和也
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２７号
茨城県神栖市土合中央２丁目10番17―202号
債務者　山田　直人
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２８号
茨城県行方市芹沢900番地17
債務者　荒木田利夫
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３１号
茨城県神栖市知手3620番地
債務者　倉田　トモ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３２号
茨城県神栖市知手3620番地
債務者　倉田　豊子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２３号
福井県三方上中郡若狭町塩坂越第２号６番地
債務者　古﨑　明男
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２７号
長野県千曲市大字戸倉654番地１
債務者　兒玉　昭伍
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
長野地方裁判所上田支部